

男性の育児休業取得について 社労士等の支援を受けられます

無料で



男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業に、社会保険労務士等が無料で最大4回まで継続的に支援します。ぜひご活用ください！



鳥取県では誰もが子育てしやすい職場づくりを目指し、**男性育休取得率85%**達成を目標に掲げ、取組企業を応援しています！

こんなお悩み
ありませんか？



- 男性従業員が育休中の代替要員確保はどうしたら良い？
- 職場のフォロー体制は？業務の引継はどうする？
- フレックスやテレワーク等の整備をして、もっと働きやすくしたい！
- 男性育休の意識啓発の研修企画をしたい！

実施期間 : 令和8年3月まで

受付企業数 : 上限3社(上限数に達し次第、受付終了)

お申込み



鳥取県 男性育休取得促進

鳥取県HP

<https://www.pref.tottori.lg.jp/315119.htm>

問合せ先

鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課

電話:0857-26-8477

電子メール:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



鳥取県HP

男性育休を推進するために、社労士等への相談が**最大4回・無料**で受けられます！

(1回 90-120分)

相談事例



before

- ・ 社内の男性従業員で初めて育休取得希望との申出があったが、育児・介護休業規程が無い
- ・ 育児休業に関する手続きも、何から始めれば良いのか

社労士等からの継続的支援の内容と成果

day1

- ・ 育児介護休業規程の現状確認と改定サポート
- ・ 育休を取得しやすくなる社内環境づくりのアドバイス
- ・ 育休取得希望の対象者との面談

day2・3

- ・ イクボス・ファミボス宣言企業の認証を得るための就業規則の改定と各種規程作成サポート
- ・ 休業者の業務引継のための仕組みづくり

day4

- ・ 就業規則の改定
- ・ 育児・介護休業規程の作成
- ・ 育児・介護休業に関する労使協定作成サポート



after

従業員へのヒアリング方法が勉強になりました
今後、社内理解を進めていくための目標や取組の道筋ができました

STEP 1

①申し込み

鳥取県HP



鳥取県HPから企業情報・相談したいこと等を入力
(対象従業員がない場合も申込可)

STEP 2

②社労士等の選定
日程調整



受託者(株式会社ハーモニーワークス)が、申込企業の従業員や規程の状況等を聞き取り、社労士等を選定・日程調整。

STEP 3

③社労士等による
無料相談



所要時間は90-120分(4回まで)
原則**オンライン**で、申込企業の状況に応じて相談内容にアドバイス。
※ 社労士等にお支払いする謝金・旅費は県が負担

お申込み



鳥取県 男性育休取得促進

(R7.8作成)